（登録申請書のその他の添付書類）

第七十一条　法第六十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一・一の二　略］

二　法人である場合は、役員の履歴書（金融庁長官又はその権限の委任を受けた財務局長若しくは財務支局長に既に同一内容の履歴書を提出しているときを除くものとし、役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。次号において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに役員が法第七十条第二号ロ(1)又は(2)のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

［二の二～五　略］

別表第二（第三十九条第五項関係）

［表略］

別表第十（第七十四条第一項関係）

届出事項	記載事項	添付書類
［略］		
役員の変更	［一・二　略］	一　［略］ 二　就任する役員に係る次に掲げる書面 ［イ～ハ　略］ ニ　法第七十条第二号ロ(1)又は(2)のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
［略］		

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（投資法人の計算に関する規則の一部改正）

第二十一条　投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（投資法人の現況に関する事項） **第七十三条**　前条第一号に掲げる「投資法人の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項その他当該投資法人の現況に関する重要な事項とする。 ［一～五　略］ 六　デリバティブ取引（令第三条第二号に規定するデリバティブ取引をいう。第八十条において同じ。）につき、種類ごとに、当該営業期間中における取引契約金額又は取引金額 ［七～二十六　略］ 2　［略］	（投資法人の現況に関する事項） **第七十三条**　［同上］ ［一～五　同上］ 六　デリバティブ取引（法第二条第六項に規定するデリバティブ取引をいう。第八十条において同じ。）につき、種類ごとに、当該営業期間中における取引契約金額又は取引金額 ［七～二十六　同上］ 2　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（登録申請書のその他の添付書類）

第七十一条　［同上］

［一・一の二　同上］

二　法人である場合は、役員の履歴書（金融庁長官又はその権限の委任を受けた財務局長若しくは財務支局長に既に同一内容の履歴書を提出しているときを除くものとし、役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。次号において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに役員が法第五条第二項第八号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

［二の二～五　同上］

別表第二（第三十九条第三項関係）

［同上］

別表第十（第七十四条第一項関係）

届出事項	記載事項	添付書類
［同上］		
［同上］	［一・二　同上］	一　［同上］ 二　［同上］
［同上］		［イ～ハ　同上］ ニ　法第五条第二項第八号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面